

令和4年度・静岡県下

剣道伝達講習会および少年剣道団体指導者講習会

4/23 西部（豊岡体育馆）、4/24 中部（養浩館）、5/14 東部（伊豆長岡体育馆）

○ 講習会日程

午前 *昼休憩 12:00~12:40 午後

・開会	10:00
・座学（全剣連説明）	10:10~10:50
ガバナンス・コンプライアンス等 新型コロナ感染症対策、女子活動 中学校部活動の段階的地域移行 等	
・木刀による剣道基本技稽古法	
日本剣道形	11:00~12:00
・少年剣道総合錬成大会要領解説	12:40~13:10
・暫定的な剣道試合・審判法	13:20~14:40
・質疑応答	13:40~14:50
・合同稽古	15:00~15:30
・閉会	15:40

○ 全剣連伝達（概略）

◆ガバナンス・コンプライアンス等の説明

☞ 別紙資料1参照

- ・令和2年9月、全剣連は、一般財団法人 → 「公益財団法人」へ移行した。
- ・その背景は、スポーツ団体を取り巻く環境変化（少子化・情報化促進等）により組織のガバナンス強化が重要になった。「公益財団」へ移行した結果として社会的な信用は向上したが、それに伴う責任も増大した。その責任を果たすためにはガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底は不可欠である。
- ・ガバナンス：適正な組織運営をする上の原則・規範
コンプライアンス：組織内規範（定款/規程/規則） 社会規範 道徳（モラル）も含む
- ・**全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組む所存である。**
不祥事は、そのスポーツの敬遠や人気の下落に繋がる。競技者の誇りに傷。競技人口減少。
築いた実績・地位・名誉の喪失 さらに、民事や刑事責任を問われることもある。
- ・**全剣連の取組み**（平成30）倫理委員会発足・倫理規定制定・同ガイドラインの制定
(同〃) 相談・苦情窓口の設置（同～令和3）懲罰規則の改訂進む
相談苦情件数（設置～本年3月）計92件
暴力・体罰25 パリラ4 指導9 セカウ4 審査8 その他42
☆改めて倫理意識を啓発する必要性がある（特に役員、指導者）

◆新型コロナウィルス感染症対策

☞ 別紙資料2参照

- ・稽古場の「窓」「扉」を出来るだけ開放する。特に「一方向に流れる工夫」が大事。
(窓、扉を閉めてのエアコン運転では、逆に一度に多くの人が感染する恐れがある)
- ・主な感染の経路は「マクロ・v飛沫」である。→ 工業用扇風機等の上向き運転、(通気・換気)
- ・常にマスク着用は必須。高齢者はシールド着用も併用する。（但し、呼吸や熱中症注意）
- ・稽古中の「鍔競り合い回避、直後の分かれ、発声注意」、無理をせず、休憩も大事。

・稽古前後の会話に注意（更衣室等の密閉室、指導やあいさつ時の距離）

・稽古後の手指の洗浄・消毒必須。携帯用アルコール消毒液。

<一般知識として>

◇諸々の感染対策は複数を重ねることにより強い効果を引き出す。

同席者のマスク着用により感染リスクは ↗ およそ 1/10

〃 が対人距離の注意により 〃 は ↗ 〃 1/2

室内の送風・換気の工夫により 〃 は ↗ 〃 1/2

同席者が「ワクチン接種」により 〃 は ↗ 〃 1/5

右の対策で 1/200 の
リスク減少となる

◇マスク類の中では「不織布マスク」が最適。吸い込みの飛沫量70%減、吹き出し80%減。

◇体内には「自然免疫」と「獲得免疫」があり、ワクチンはその両方を強化してくれる。

（加齢によりその能力は低下する。ワクチン副反応は主に自然免疫の反応）

◇PCRや抗原検査が「陰性」でも完全ではない。(3割の見落としあり) ∴日々の対策の徹底。

◆女子委員会の活動（報告）

・各都道府県内で「女子委員会」の設置が増えた。また、昨年末（12/13）の第1回全国女子委員会連絡会議（リモート）が大変有意義であったとの感想が多く得た。 ↓（以下感想）

①女子指導者育成や指導力の向上、審判員育成、審判技量の向上、各種講習会講師要員の育成等において大きな期待がある。

②幼少年の普及については、女性が重要な要のひとつであると再確認できた。

「幼少年の活性化を目指す女子別講習会」の開催が待ち遠しい。

③今後、女子委員会を中心とした稽古会や研修会、大会等の開催に繋げていきたい。

④今後も全国の女子委員会活動の事例をどんどん紹介していただきたい。

⑤創立70周年記念の「都道府県対抗7人制」は歓迎するが、今後の動きが気になる。

⑥女性の剣道イベントにおける「保育室（スペース）設置」は有効。実施方法に工夫を。

⑦全国的に徐々に「女性副会長」等組織をリードする方々の就任は喜ばしい。

⑧女性活動の広報 全剣連HP（女子委員会で検索）。

◆木刀による剣道基本技稽古法

☞ 別紙資料3参照

・講習会等では、「日本剣道形」→「木刀による剣道基本技稽古法」→「竹刀稽古法」の順で。

くねらい・指導事項） *高段者の修得が肝要（日本剣道形と両方指導できるようにする）

①木刀を使用して、「刀法の原理・理合」「作法の規範」を理解させる。

②木刀を使用して、竹刀稽古法の基本技術と対人的技能を正しく体得させる。

③構え、目付、間合（一足一刀）、打突（刃筋・物打ち・一拍子）、足さばき、掛け声（発声）、残心 <剣道講習会資料 p71,72>

◆日本剣道形

☞ 別紙資料3参照

・講習会等では、「日本剣道形」→「木刀による剣道基本技稽古法」→「竹刀稽古法」の順で。

くねらい・指導事項）

①剣（日本刀）の觀念で「刀法の原理」「攻防の理合」「作法の規範」を修得させる。

②立会前後の作法、所作、刀の取り扱い

③「打つは切るの意なり」（打つということは、切るという意味である）

④刃筋・手の内、鎬の使い方、一拍子の打突、間合、機、勝機、目付、
呼吸法、残心、気迫 <剣道講習会資料 p91>

※日本剣道形「共通理解」・昭和56年制定・「日本剣道形解説書」文言の整合性を
はかり疑問点を解消する。(本文の文言は変更せず共通の理解とする)

(記録・メモ)

◆暫定的な試合・審判法

☞ 別紙資料4参照

・同 試合・審判法の施行から約一年後の分析ー

- 当初の試合決着には2対1の内容が多く見られ、正々堂々と果敢に勝負する内容は好ましい傾向であったが、最近は一本勝ちや延長試合の増加など、従来の内容に類似した試合展開も出てきた。(・その要因を探ると・・)
- ア、鎬競り合い時間が微妙に伸びてきている。(試合者、審判員の意識の問題)
- イ、鎬競り合いの緊迫感が欠如している。
- ウ、試合者や審判員の理解不足により、問題点が放置されている。
- ・今後も大会や普段の稽古前後の「説明・指導」を繰り返し実施することが望ましい。
- ・鎬競り合いや体接触した瞬間の「積極的な引き技」を指導する。
- ・正しく緊迫した鎬競り合いの指導を徹底する。*剣道試合・審判・運営要領の手引 p9、10
「鎬競り合いについて」の記載参照

・今回の中央講習会資料の修正箇所

- 試合者は「鎬競り合いを避ける」・・・ 文言が削除された。
- 「鎬競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。文言が加筆された。
*剣道試合・審判・運営要領の手引 p23 *剣道指導要領 礼法の一呼吸
- 分かれる場合は・・・双方が同じ気位で鎬を削るように・・・文言が削除された。
- 「鎬競り合い」を解消する場合は・・・双方が徐々に下がるのではなく、
正しい「鎬競り合い」から鎬と鎬が競り合う(押し合う)力をを利用して一気に下がる。
文言が加筆された。
- ・積極的な引き技指導に伴い、有効打としての「引き技」を見逃さない審判技量の向上も重要。

*上記記載内容の元となる資料は、新たに「全剣連HP」にも掲載

◆普及委員会からの報告とお願い

- ・国の働き方改革により、令和5年度～中学校の休日部活動を段階的に地域へ移行
令和4.3/9付 日本中学校体育連盟は、地域クラブ所属生徒の大会参加の承認決定した。
今後 参加条件等について各都道府県中体連と協議の上、6月に正式文書の発出となる。
*地域剣道連盟が積極的に関与する仕組みの構築や指導者の確保等の対応が急務。
- ①全剣連 認定された「社会体育指導員」及び「授業協力者」の都道府県別名簿を元に
地域部活動指導者のデータベースを作成する。名簿は各都道府県連盟に供与する。
- ②都道府県剣道連盟 地域ごとの「地域部活動指導者名簿」の作成し、各地区連に配布。
- ③各地区連 「地域部活動指導者名簿」を市町村教育委員会や中学校、総合型Sクラブに
配布して周知する。

資料 1-①

ガバナンス・コンプライアンス

令和4年4月
公益財団法人 全日本剣道連盟

1

ガバナンスとは

- ・「統治・支配・管理」
- ・適性な組織運営(スポーツ庁)
スポーツ団体として社会的責任を果たす方策
 - 目的に応じて組織や権限・責任体制を自ら構築、独断専行が生じないように相互牽制関係の明確化、情報公開・説明責任等
 - 違法・不正な意思決定が行われないための仕組みを構築し組織のリスクや不祥事を防止
- ・スポーツ団体ガバナンスコード
スポーツ基本法第5条第2項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として策定
 - * 第5条2項「スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に因し自らが遵守すべき基準を作成するよう努める」

- 両者の関係 -

コンプライアンスを維持・改善するための「管理体制」＝ガバナンス
ガバナンスへ強化され、コンプライアンスの強化となります。

2022/4/2

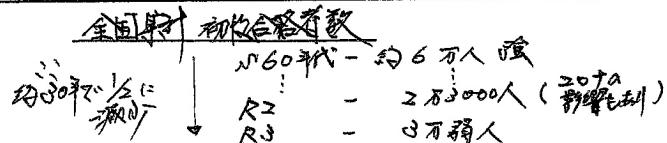
資料 1-②

コンプライアンスの重要性

- ・企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - ・スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
 - 競技者の躊躇に傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - …資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは) 刑事責任
- ⇒ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

2022/4/2

7



全剣連の取り組み

- ・倫理規定制定(平成30年11月)
- ・倫理委員会発足(倫理委員会規程、平成30年11月)
- ・全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、令和元年11月及び令和2年3月、同9月 改定)
- ・相談・苦情窓口の設置(平成30年11月)
- ・綱紀委員会規則(懲罰規則)
(平成31年4月、令和2年3月、令和3年3月 改定)

2022/4/2

8

感染経路は、主に飛沫によるもの

せきや会話を介したウイルス感染

感染者

小さな粒子は空气中を漂う
「エアロゾル感染」の可能性

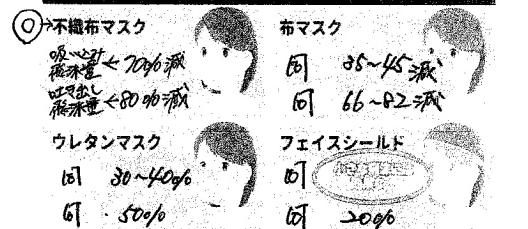
約1~2m

大きな飛沫
約1~2mで落下
→ 感染

飛沫飛沫

①

マスクやフェイスシールドの効果 HUFFPOST



マスクの効果は完全ではない。
フェイスシールドはもっとダメ
特にマイクロ飛沫の多い込みは
うまく抑えられない

「不織布マスク + 十分な送風・換気」が重要
に密閉空間での感染では、マイクロ飛沫の対策が大事
トイレでの飛沫飛沫を抑えるといい

最大大事

飛沫者への飛沫飛沫
場内通路で
非毒性

感染対策は重ねることによって強い効果を引き出すことができる

以下の数字は正しいものは別として、例としてあげる。

- 双方がマスク着用することにより、感染リスクが約10分の1となる
- 双方が対人距離を保つことにより、感染リスクが約2分の1となる
- 室内では送風・換気をすることにより、感染リスクが約2分の1となる
- 双方がワクチン接種を受けることにより、感染リスクが約5分の1となる

これらの感染対策をすべて行う人のリスク減少の程度は、掛け算となる：

$$(1/10) \times (1/2) \times (1/2) \times (1/5) = (1/200)$$

なにも対策を講じない人に比べて、約200分の1となる可能性がある。

稽古における注意 (特にオミクロン株が流行している現在)

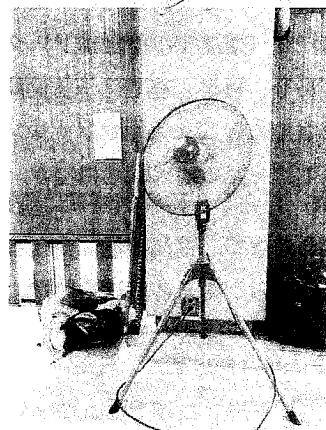
道場内での注意

- ・道場の窓、扉はできるだけ開放する。特に空気が一方向に流れる工夫をすることが大事
(扉、窓を閉めてのエアコン運転では、一度に多くの人が感染する恐れがある)
- ・マイクロ飛沫の滞留を防ぐには、工業用扇風機を使用すると良い（斜め上方に向けて常時運転）
- ・マスク着用は必須（マスクは大きな飛沫のみならず、マイクロ飛沫もある程度は防ぐ）
- ・高齢者はシールドもするほうが望ましい（自分からの飛沫飛散量を減らすことができる）
- ・接触感染にはあまり神経質にならなくても大丈夫（ex. 床は一度清掃すればよい）
- ・更衣室での会話に注意（通常、換気が悪く、マイクロ飛沫を浴びやすい）

道場外での注意

- ・体調に不安があるときは稽古に参加しないこと
- ・PCRや抗原検査で陰性が出ても、「陰性証明」にはならない（見落としが3割ぐらいはある）
- ・大人数での会食は感染リスクが上がる

通風・換気には？ 工業用扇風機（送風機）とCO₂モニターの使用



令和4年4月
公益財団法人 全日本剣道連盟
指導育成委員会 指導者育成部

令和4年度剣道中央講習会指導法

I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における
[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

II. 指導の内容

1. 講話(剣道指導要領 参照)

- (1) 剣道の理念、剣道修練の心構え、剣道指導の心構え 等の講話を通して剣道実践者としての姿勢態度を養う。(剣道指導要領p5)
- (2) 剣道史などの講話によって、剣道への興味や意欲を高める。(剣道指導要領 pp.1~4)
- (3) 剣道指導の在り方について (剣道指導要領 pp.6~10)

- 1) 指導者 2) 指導のねらい 3) 指導の展開 4) 技術の修習と稽古に対する指導
5) 指導上の留意点

2. 実技1

講習会等では、できるだけ【日本剣道形 → 木刀による剣道基本技稽古法】→ 竹刀稽古法】の「→」の順序で教習を行うことが望ましい。

[要約]

- (1) 日本剣道形 … 竹刀稽古法の原点
1) ねらい

①剣(日本刀)の観念で「刀法の原理」「攻防の理合」「作法の規範」を修得させる。

2) 指導事項

- ①立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- ②「打ツハ切ルノ意ナリ」(打つということは、切るという意味である)
- ③刃筋、手の内、鎬の使い方、一拍子の打突、間合、機、勝機、目付け、呼吸法、残心、気迫
(剣道講習会資料p91 の「日本剣道形講習における重点事項」を参照)。

(2) 木刀による剣道基本技稽古法 … 日本剣道形と竹刀稽古法の中継ぎ

- 1) ねらい
 - ①木刀を使用して、「刀法の原理・理合」「作法の規範」を理解させる。
 - ②木刀を使用して、竹刀稽古法の基本技術と対人の技能を正しく体得させる。

2) 指導事項

- ①打突は、常に打突部位の寸前で止める空間打突となるが、刀で「切る、突く」という意味を理解させる。
- ②構え、目付け、間合(一足一刀の間合)、打突(刃筋、物打、一拍子)、足さばき(すり足)、掛け声(発声)、残心(中段の構え)

(剣道講習会資料p71~72「指導上の留意事項」を参照)

(3) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく氣劍体一致の“見事な一本”の追求

- 1) ねらい
 - ①竹刀を使用して、剣道具を装着している打突部位へ実際に打突する氣劍体一致の“見事な一本”を追求させる。

2) 指導事項

- ①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。
(例 基本2-連続技: 小手一面、小手一胴、小手一面一胴
基本3-すり上げ技: 小手すり上げ面、面すり上げ面など)
- ②“見事な一本”を実打する。
- ③呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と冴え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鎬を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突、正しい攻防(気勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔せり合い、目付け、打突の機会(虚実、拍子)(剣道講習会資料p8 の「指導法講習における基本的事項」ならびに同p9 の「指導法講習における重点事項」を参照)

実技2

(1) 指導内容1

- 1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4, 5条 同細則第3条)
 - ①剣道着と袴の着装法と留意点
 - ②剣道具: 面・胴・小手・垂の着装法と留意点
 - ③剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方
(剣道指導要領pp.11~23)

- 2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)
(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ①竹刀
- ②日本刀・木刀
- ③竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方(剣道指導要領pp.24~29)
- 3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)
 - ①稽古前後の礼法の指導を徹底とともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(2) 指導内容2

① 基本動作

- ① 姿勢、②構えと目付、③構え方と納め方、④足さばき、⑤素振り、⑥掛け声(発声)、
⑦間合、⑧打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨体当たり、⑩鎧ぜり合い、⑪切り
返し、⑫残心

(剣道指導要領pp.36~71)

資料3-③

資料3-④

令和4年4月

公益財団法人 全日本剣道連盟

指導育成委員会 指導者育成部

(3) 指導内容3

① 応用動作(対人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p.72)
② [攻め合い]について(例 三殺法、触刃の間合いから交刃の間合いに入るときの
攻め勝って打つ、という言葉の意味(剣道指導要領pp.72~73)や、気勢の充実を
もって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい
是正。
③ [しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き
技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
④ [応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技

(剣道指導要領pp.113~147)

(4) 指導内容4

- ① 稽古法: 基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き
立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽
古、出稽古・武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)

① 各種稽古法を組み合わせた指導。

例: 互格稽古 → 打ち込み稽古 → 掛かり稽古 → 切り返し → 互格稽古 → 打ち込み稽古
→ 掛かり稽古 → 切り返し 等

※ 各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立
ちの指示で行う。

(剣道指導要領pp.148~152)

(5) 指導内容5

- ① 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導
① 正しい鎧ぜり合いから間を切る方法
② 一瞬の崩しから技をしかける方法

以上

日本剣道形「共通理解」

昭和56年制定『日本剣道形解説書』における文言の整合性をはかり疑問点を解消するため、『日本剣道形
解説書』の文言を変更することなく「共通理解」とする。

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鎧元と切先を直線で結んだ延長をいう。
(2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
(3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は正面の高さ。
(4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一巻前に出し、刃先はやや斜め下。
(5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打った時、右足を踏み出し左足を引き付けるを
原則とするが、間合によって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
(6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。

① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。
② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上
げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の練度に応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

- ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

以上

資料4-①

令和4年度(第57回)剣道中央講習会
令和4年4月3日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法
全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

- 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
- 不当な「つば(鶴)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。
 - これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鶴)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行する。
 - 剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方は是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - 「つば(鶴)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
- 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。また、「つば(鶴)競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
- 「つば(鶴)競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。
- 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
- 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
- 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれない。
- 「つば(鶴)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鶴)競り合い」から鶴と鶴で競り合う(押し合う)力をを利用して一気に下がる。
- マスクとシールドの着用
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

全般、剣道試合・審判・運営要領の手続きから(抜粋)

P9, P10

2 つば(鶴)競り合いについて

つば(鶴)競り合いは、鶴と鶴が競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鶴競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

鶴競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鶴競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断

する。

- 正しい鶴競り合いをしているか。
- 打突の意志があるか。
- 分かれる意志があるか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鶴競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第1条の目的に帰結することになる。こうしたことによって、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
- 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鶴競り合いである。
- 鶴競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続ければ異常と判断される。
- 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

P22 P23

〈事例5〉 ◇ 倒れた者に対して直ちに加えた打突は有効となるが、「直ちに」という現象をどのように解釈したらよいか。

〈解説〉 ① 単に片方の一打を見るのではなく、その経過や倒れた者の対応行動などを合わせて判断する。

← 鶴競り合いとは、どちらが攻面で攻みとか、…という形狀で予測。

← 鶴競り合い状況からの
積極的攻撃(引抜き)の発現の予測
又は
積極的な解消行為の予測
(動作)

(参考) 合意試合・審判規則 第1条

剣道規則全117、公明正大に試合正し、
適正・公平に審判正す。

- 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。
- 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- こうちゃく(膠着)の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。
- 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鶴競り合いに関する処置は、試合の運営にかかる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

↑
「「「競り合い」解消に至る時間は
およそ「一呼吸」とする…
…その際は言及せ
↓

- 倒れた者に対する打突は「一呼吸」とも云われるが、この「一呼吸」の中には審判員の見極めや判断が含まれる。

令和4年4月3日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鰐)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際ににおいて試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際ににおけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は?	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないよう調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか?	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか?	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か?また、その際の留意点は?	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば競り合いの解消の際の見極めについて

つば(鰐)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は?	「つば(鰐)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とし、双方が鰐と鰐で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。
---------------------------------	---

(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない

相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は?	「つば(鰐)競り合い」は鰐と鰐が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと見せかけて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。 「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸」内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、打った側を反則としないし、有効打突にしない方が妥当である。合議の上、目的と現象を見極めて判断する。 なお、「つば(鰐)競り合い」からの引き技を出す時間については「一呼吸」以内であり、機会の捉え方については、木刀による剣道基本技稽古法の「基本4引き技」を参考にしていただきたい。
---	---

静岡県少年剣道総合錬成大会実施要項 附則

静岡県剣道連盟

1 試 合 判定方式による予選リーグ戦（原則3チームリーグ）

※ 4チームリーグの場合も1チーム2試合。

勝数・勝者数・取得点数によりリーグの順位を決定。

リーグ戦1位のチームによるトーナメント戦（3本勝負）

(1) チーム編成 1チーム5名による団体戦

(2) 試合方法 選手は先鋒から順に対戦し、次の項目を行い、判定は最初の「礼」から最後の「礼」までを判定の内容とする。

① 切り返し・打ち込み

1) 礼（9歩の立ち間合）選手・元立ち呼吸を合わせて行う。

2) 立礼の後そんきよした時点で主審の「始め」の宣告で紅白同時に行う。

「正面打ち」→前進して「左右面4本」後退して「左右面5本」→正面打ち この動作を2回繰り返す。最後の正面打ち（もどる時の面）から打ち込み稽古に入るが、技は自由とする。（40秒）主審の「やめ」の宣告で終了し、そんきよ・竹刀をおさめ・9歩の立ち間合まで戻る。

3) 礼（9歩の立間合）選手同士の礼が終了したところで判定を待つ。

※ 選手の切り返し、打ち込みの順序は、先鋒は大将へ、次鋒は先鋒へ、中堅は次鋒へ、副将は中堅へ、最後は大将が副将へかかって終了する。

※ 「切り返し」は「竹刀」でうけること。

※ 元立ちが終了した選手は、試合場の外を通って選手控え席にもどること。ただし、元立ちに立つときは試合場内を移動してさしつかえない。

2 判定の基準

- (1) 礼法が正しいか。着装に乱れはないか。
- (2) 掛け声は大きく、気合、気勢が充実しているか。
- (3) 構えは正しいか。
- (4) 間合いは適切か。
- (5) 足さばきは正しいか。（特に打突の際の左足の引きつけ、打突後のあゆみ足（かけ込み）はないか。）
- (6) 打突時の姿勢に崩れはないか。また、左こぶしが正中線に収まっているか。
- (7) 竹刀の物打で打突しているか。
- (8) 打突後の体勢と残心はどうか。
- (9) 切り返しについては上記に加え、
 - a 正面、左右面を打つ際、左拳が正しく頭上まで上がっているか。
 - b 左右面打ちの角度は、45度くらいになっているか。
 - c 左拳は正中線を通り、打ちおろした際 鳩尾（みずおち）より下にさがりすぎたり、上がりすぎたりしていないか。

※ 切り返し、打ち込み稽古いずれも大技で行うこと。

参考 全剣連発行「幼少年剣道指導要領」

3 審判・選手配置図 (試合場は6会場)

審判員の開始時及び終了時の位置は配置図の通りとする。

